

宇和島市高齢者保健事業業務（城南圏域地域担当業務）に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、宇和島市高齢者保健事業業務（城南圏域地域担当業務）（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

- (1) 業務名 宇和島市高齢者保健事業業務（城南圏域地域担当業務）
- (2) 業務内容 別に定める宇和島市高齢者保健事業業務（城南圏域地域担当業務）委託仕様書によるものとする。
- (3) 業務期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- (4) 提案限度価格

1, 158, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

＜内 訳＞

人件費	958, 000円
その他経費（需用費など）	200, 000円

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、宇和島市内に事業所を有する法人で、次のすべての要件を満たしたものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) これまでに、法人として地域に密着した地域づくりに関する事業に実績があること。

5 スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和7年2月27日（木）
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和7年2月27日（木）～3月4日（火）
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和7年3月7日（金）
4. 応募申請書の提出期限	令和7年3月13日（木）
5. 審査結果の公表	令和7年3月21日（金）

※事務取扱時間

土・日・祝日を除く8時30分から17時15分まで（12時から13時までを除く。）

6 参加手続

（1） 実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和7年2月27日（木）から令和7年3月13日（木）まで

② 配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、保健福祉部保険健康課後期高齢者医療係において配布する。

（2） 質問の受付及び回答

- ① 実施要領等に係る質問は、「宇和島市高齢者保健事業（城南圏域地域担当業務）プロポーザル質問書（様式1）」によるものとし、保健福祉部保険健康課後期高齢者医療係に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市保健福祉部保険健康課後期高齢者医療係

E-mail : kenko@city.uwajima.lg.jp

電話番号：0895-24-1111（内線2121）

② 提出期限

令和7年3月4日（火） 17時まで

③ 回答方法

令和7年3月21日（金） 17時までに宇和島市ホームページに掲載する。

（3） 応募申請書の提出

① 提出書類

応募申請書（様式2） 1部

見積書（様式3） 1部

事業実施者の資格免許証等の写し 1部

② 提出期限

令和7年3月13日（木） 17時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市保健福祉部保険健康課後期高齢者医療係

TEL：0895－24－1111（内線2121）

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着とする）

7 受託候補者の選定

（1）審査方法

審査は、別に設置する宇和島市高齢者保健事業業務（城南圏域地域担当業務）プロポーザル審査委員会が提出された応募申請書の内容を評価基準に基づき審査する。

（2）評価項目及び評価内容

別紙1「宇和島市高齢者保健事業業務（城南圏域地域担当業務）プロポーザル評価基準」のとおり

（3）受託候補者の選定

審査の結果、最も優れた提案として評価したものを受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

8 審査結果

受託候補者の特定に係る審査結果は、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

受託候補者の特定にかかる審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。なお、公表の内容は以下のとおりとする。

① 受託候補者の名称

② 全参加者の名称（五十音順）

③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたうえで契約を締結する。

仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうえで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点のものと協議を行うこととする。

本業務において当該契約にかかる予算の減額又は削除があった場合、市は当該契約を変更又は解除することができることとする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提出された書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーション及びヒアリングの実施において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 応募申請書の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 応募申請書の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式4）を提出すること。
- ⑤ 応募申請書の著作権は、当該申請書を作成したものに帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）に基づき公開する場合がある。

13 担当部署・問い合わせ先

所 在 地：〒798－8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

担 当 部 署：宇和島市保健福祉部保険健康課後期高齢者医療係

電 話 番 号：0895－24－1111（内線2121）

FAX番号：0895－24－1124

E・m a i l：kenko@city.uwajima.lg.jp